

公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（平成31年4月規程第1号）第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学における動物実験（以下「動物実験」という。）について調査審議するため、公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の下に公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、学長が指名する教員（以下「委員」という。）で組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 動物実験に係る基本方針に関する事項

(2) 動物実験に係る計画及び実施に関する事項

(3) 実験動物の飼育管理等に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、動物実験に関する事項

(議事録の作成)

第7条 委員長は、委員会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教務学生課教務係において、処理する。

(施行細則の委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。